

厚岸町規則第4号

厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年2月10日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別職の職員 条例第1条に規定する特別職の職員をいう。
- (2) 課長等 厚岸町課長会議開催要綱（平成元年厚岸町訓令第17号）第2条第1項第2号から第9号までに規定する職にある者をいう。

(報酬の支給)

第3条 条例第2条第6項の規定により報酬を支給するにあたっては、条例別表第1に規定する報酬の支給区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 月額、日額及び1回 翌月10日までの間で、任命権者が定める日に支給する。
- (2) 年額 任命権者が定める日に支給する。

(特別職の職員が死亡した場合の報酬及び費用弁償の支給)

第4条 特別職の職員が死亡した場合の報酬及び費用弁償の支給については、厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）第3条の規定を準用する。

(口座振替)

第5条 報酬及び費用弁償は、特別職の職員から自己名義の預貯金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

(公務出席簿)

第6条 特別職の職員が公務に従事した場合には、当該特別職の職員を所管する課長等は、公務出席簿（別記様式）により、速やかに任命権者に報告しなければならない。

(端数計算)

第7条 報酬及び費用弁償の計算上1円未満の端数を生じたときは、別に定めがある場合を除き、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

公 務 出 席 簿

町 長	副町長	主管課長	補佐・所長	主管係長	担当スタッフ		取扱者
総務課長	課長補佐	総務係長	合 議		決裁 順序	担当課→総務課→合議→ 副町長→町長→担当課	
					決裁後原本は税財政課財政係 の照合後、総務課総務係へ		
特別職の職員が公務に従事したので、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり報告します。							
公務従事内容	年 月 日	年 月 日 年 月 日 日間					
	用 務						
	従事場所						
	従事時間	自 日 時 分 至 日 時 分					
従事者職氏名						伝 票 照 合	照合年月日
							照 合 者 印
備 考							

（注） 記入欄が不足する場合は、別紙に記入し、添付すること。